

## 直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託に係る条件付公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務の名称

直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託

### 2 目的

当市で遂行している行政事務の一部を包括的に外部委託することにより、事務の効率化と組織運営の合理化を図るとともに、民間事業者の専門性や柔軟性を活用し、持続可能で質の高い住民サービスを提供することを目的とする。

本実施要領は、本業務を委託するのに最も適した者をプロポーザル方式により選定するに当たり、参加要件、選定手続きその他 必要な事項を定めるものである。

### 3 委託業務内容

別添「直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### 4 業務委託期間

履行期間：令和8年8月1日から令和10年7月31日まで

準備期間：契約締結日から令和8年7月31日まで

### 5 見積上限額

| 消費税及び地方消費税相当額を含む   | 消費税及び地方消費税相当額を除く   |
|--------------------|--------------------|
| 54,868,000円        | 49,880,000円        |
| 【上限額の各年度内訳】        | 【上限額の各年度内訳】        |
| 令和 8年度 18,289,334円 | 令和 8年度 16,626,667円 |
| 令和 9年度 27,434,000円 | 令和 9年度 24,940,000円 |
| 令和10年度 9,144,666円  | 令和10年度 8,313,333円  |

※上限額を超えた見積価格の提案は、無効とする。また、契約締結後の金額の増額は一切認めないものとする。

※上限額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

※本業務は、直方市公契約条例（平成25年条例第28号）の対象案件である。

### 6 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次の要件を全て満たす者であること。なお、複数の事業者による共同提案については参加を認めない。

- (1) 直方市の令和8年度物品・役務等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成30年告示第62号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われていないこと。
- (5) 法人等の代表者等（非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者）が、次の事項に該当しないこと。

- ・代表者等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げるもの。以下同様)関係者である場合。
  - ・代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
  - ・代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。
  - ・代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者。
- (7) 主たる営業所または従たる営業所の所在地が福岡県内にあり、迅速な対応及び連絡調整が可能であること。
- (8) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験を過去3年以内(令和5年度から令和7年度の間)に有し、仕様書記載事項の内容を速やかに満たすことができるとともに、業務に精通した者を従事させることができること。
- (9) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)による「プライバシーマーク」を取得していること。

## 7 スケジュール

| 内 容               | 期 日                          |
|-------------------|------------------------------|
| 実施要領、仕様書配布開始      | 令和8年4月14日(火)                 |
| 質疑受付              | 令和8年4月14日(火)から令和8年4月24日(金)まで |
| 参加申込書提出           | 令和8年4月14日(火)から令和8年4月24日(金)まで |
| 質疑への回答期限          | 令和8年5月7日(木)                  |
| 企画提案書等提出          | 令和8年4月27日(月)から令和8年5月20日(水)まで |
| 一次審査(書類審査)        | 令和8年5月27日(水)                 |
| 一次審査結果通知          | 令和8年5月28日(木)                 |
| 二次審査(プレゼンテーション審査) | 令和8年6月5日(金)                  |
| 審査結果通知            | 令和8年6月12日(金)                 |

## 8 実施要領等の交付

- (1) 実施要領等の交付は、直方市ホームページ上で行う。  
(実施要領および各種申請書類は直方市ホームページからダウンロードすること。)

## 9 参加申込方法及び提出書類

### (1) 参加申込方法

#### ア 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書(様式1)
- ② 会社概要(様式2)
- ③ 業務実績一覧(様式3)

※関連業務実績は、過去3年以内(令和5年度から令和7年度の期間とし、受託中のものも含む。)における直方市健康・福祉・教育関連業務と同種業務実績について記載するものとする。なお、同種業務とは、「仕様書 6.業務内容等」と一致するまたは概ね同等の業務とする。

- ④ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークの付与認定を証明できる書類の写し
- ⑤ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO/IEC27001(ISMS)や、品

質マネジメントシステムの国際標準規格であるIS09000等の登録証および付属書の写し（※当該登録証保有者のみ）

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期間

令和8年4月14日（火）から令和8年4月24日（金）まで

エ 提出方法

① 「18 事務局」へ直接持参又は簡易書留により提出すること。

② 持参による提出の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

③ 郵送による提出の場合は、令和8年4月24日（金）午後5時必着とする。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

※「11 企画提案書作成上の留意事項」に沿って作成すること。

② 見積書（様式4）および見積内訳書（任意様式）

イ 提出部数

①は10部（正本1部、副本9部）、②は各1部

ウ 提出期間

令和8年4月27日（月）から令和8年5月20日（水）まで

エ 提出方法

① 「18 事務局」へ直接持参すること。

② 提出は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

(3) 参加辞退

参加申込書等を提出後、参加を辞退する場合は、令和8年5月19日（火）までに、「参加辞退届」（様式6）を提出するものとする。ただし、企画提案書等提出後の辞退はできないものとする。なお、参加辞退により、以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。

## 10 質疑受付

(1) 質問票受付方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、「直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託質問票」（様式5）に記入し、令和8年4月24日（金）午後5時までに、下記要領にて提出すること。

ア 質問票を電子メールに添付し、「18 事務局」記載のメールアドレスへ送信する。

イ 電子メールの表題は、「直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託に関する質問」とする。

(2) 回答方法

質問票に対する回答は、期限までに受付した全ての質問について、参加申込書を提出した全ての事業者へ、下記の要領にて電子メールにより回答する。なお、質問票に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正として取扱うこととする。

ア 電子メールの送信先は、プロポーザル参加申込書（様式1）に記載された「窓口となる担当者」のメールアドレスとする。

イ 質問を行った事業者名は公表しない。

ウ 回答期限を過ぎても電子メールが届かない場合は、「18 事務局」に記載の連絡先へ連絡すること。

## 11 企画提案書作成上の留意事項

(1) 様式

- ア 企画提案書は「A4判縦・横書き・両面印刷・左綴じ」とする。図表等で必要な場合のみA3版を織り込んでも差し支えないが、A4判に折って綴じこむこと。
- イ 提案書の表紙には、次の事項を記載すること  
提案書表題：直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託提案書  
提案者名  
提出日
- ウ 提案書には各項目及びページ番号を記載し、1ページ目に目次（各項目の表示及び当該ページ番号）を記載すること。

(2) 留意事項

- ア 仕様書の内容を反映した提案を行うこと。
- イ 別に定める「直方市健康・福祉・教育関連業務一部委託審査基準（以下「審査基準」という。）別表2 二次審査（プレゼンテーション審査）」の審査項目ごとに具体的な提案を行うこと。
- ウ 「審査基準 別表2 審査項目5 組織体制、業務責任者等」に関する提案においては、仕様書別紙1の想定業務量に応じた人員配置計画を具体的に記載すること。
- エ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に、平易な表現を用いてわかりやすく記述すること。
- オ 提案書に記載する内容は、見積書（様式4）に記載した金額の範囲内で実現できるものとする。
- カ プレゼンテーション時には公平性の確保のため、提案者の事業者名を伏せて審査を実施する。そのため、副本に記載する提案者名については、プロポーザル参加申込書提出後に事務局が指定するプロポーザル用の名称を記載すること。また、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を記載しないこと。

12 審査方法

審査は、企画提案書等提出書類の一次審査（書類審査）および企画提案書に基づく二次審査（プレゼンテーション審査）により決定する。

(1) 一次審査（書類審査）

企画提案書等の提出書類において一次審査を行い、上位3者を選定する。ただし、提案者が3者以下のときは、一次審査は実施せず二次審査のみ行う。

ア 審査方法

「審査基準 別表1 一次審査（書類審査）」に基づき審査する。

イ 結果通知

結果の如何にかかわらず令和8年5月28日（木）付にて、全ての提案者に書面及びメールで通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション審査を実施し、上位1者を選定する。二次審査の日時等については下記のとおりとする。

ア 二次審査実施概要

① 期日

令和8年6月5日（金）

② 場所

直方市役所5階 503会議室又は504会議室（当市指定場所）

③ 審査時間

- ・提案者からの提案説明時間：20分以内
- ・質疑応答時間：15分以内
- ④ 機器類の準備  
モニター、HDMIケーブル、電源は当市が準備することとする。その他、必要な機器は、提案者が準備すること。
- ⑤ その他  
出席者は説明者を含め3名以内とすること。プレゼンテーションは企画提案書の項目順に行い、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を使用及び口述しないこと。

#### イ 審査方法

- ① 「審査基準 別表2 二次審査（プレゼンテーション審査）」に基づき審査する。
- ② 審査項目1から9までにかかる評価は、項目ごとの審査員による評価点の合計を委員の数で除した数値を得点とする。なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第1位を四捨五入した数値とする。
- ③ 審査項目10については、 $\text{得点} = \text{配点} \times (\text{見積上限額} - \text{提案額}) \div (\text{見積上限額} - \text{最低提案額})$ とする。（小数点以下第1位を四捨五入）
- ④ プレゼンテーション審査は提案者が1者の場合であっても実施するが、最低基準に満たないときは選定しないものとする。
- ⑤ 評価点が同点となった場合は、評価項目2、5、6の合計点が高い方を上位とする。当該合計点も同点の場合は、くじ引きにより委託予定事業者（最優秀提案者）を選定する。

#### ウ 結果通知

結果の如何にかかわらず、全ての提案者に書面にて速やかに通知する。また、委託予定事業者の名称を直方市ホームページに公表する。

#### 13 二次審査結果後における辞退

二次審査結果において委託予定事業者に選定された者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成30年告示第62号）に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

#### 14 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 「6 参加資格」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の記載がされた場合
- (6) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (7) プレゼンテーションを正当な理由なく遅刻または欠席した場合
- (8) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成30年告示第62号）別表第1から別表第3までに規定する指名停止措置基準に該当する行為が認められた場合
- (9) 「5 見積上限額」を超える見積金額が提案された場合

#### 15 非選定理由の説明

一次審査及び二次審査の結果、非選定となった参加者は、以下のとおり非選定の理由の説明を市に請求できるものとする。

- (1) 非選定の理由は、参加者自身に関する事項のみを請求できることとし、他の参加者に関する事項を請求することはできないものとする。
- (2) 非選定の説明内容は、得点及びその順位とする。
- (3) 説明請求は書面でのみ受け付けるものとする。
- (4) 書面の提出期限は、令和8年6月24日（水）とする。

## 16 契約方法

契約は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 契約書は、市と委託予定事業者（最優秀提案者）で協議を行い作成するものとする。
- (2) 契約内容についての協議は、委託予定事業者（最優秀提案者）に決定の通知をした後、速やかに行うものとし、合意にいたり次第、契約を行うものとする。
- (3) 協議の結果、委託予定事業者（最優秀提案者）と契約に至らなかった場合には、次点の提案事業者と契約を前提に協議を行うものとする。

## 17 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。
- (3) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、当市が審査等のために必要な範囲において無償で使用できるものとする。
- (4) 提出後における企画提案書等の内容の追加、変更、削除、差替え等は原則として認めない。
- (5) 提出書類は、原則として返却しない。
- (6) 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとするが、当市情報公開条例（平成31年条例第3号）の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は、極力含まないように留意し、当該情報が含まれている場合には、マル秘マークを付加する等の適切な措置を講じること。
- (7) 仕様書は、本プロポーザルの公告時点における本業務に対する当市の考えをまとめたものであり、契約締結前に当市と委託予定事業者の双方が協議の上、内容を確認し変更できるものとする。
- (8) 契約期間中の賃金水準・物価水準の変動について勘案した上で積算すること。

## 18 事務局

〒822-8501

直方市殿町7番1号 直方市 こども育成課 こども育成係 担当者〇〇

電話番号：0949-25-2148

電子メールアドレス：n-kodomo@city.nogata.lg.jp